

# 物品供給契約書(案)

- 1 件名 指揮車 1台
- 2 納入場所 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
- 3 納入期限 令和元年11月29日(金)
- 4 契約金額 金 円 (うち消費税額 円)
- 5 物品供給金額の支払い
  - (1) 前金払の有無 無
  - (2) 部分払の有無 無
- 6 契約保証金額 契約金額の100分の10以上  
(ただし、安房郡市広域市町村圏事務組合財務規則第138条第3項の規定に該当する場合は、免除する場合がある。)

上記の物品購入について発注者 安房郡市広域市町村圏事務組合 理事長金丸謙一 (以下「発注者」という。) と受注者 (以下「受注者」という。) とは各々の対等な立場おける合意に基づいて、次の条項によって物品供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年 月 日

発注者 千葉県館山市北条420番地の4  
安房郡市広域市町村圏事務組合  
理事長 金丸謙一

受注者

(条 項)

第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づき頭書の契約金額をもって頭書の納入場所に頭書の件名に掲げる物品の納入（修繕及び工作を含む。以下同じ。）をしなければならない。

第2条 天災事変その他やむを得ない事由により期限内に物品を納入することができないときは、発注者に対し受注者は事由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、期限内になさなければならない。ただし、特別の事由がある場合においてはこの限りではない。

第3条 受注者は、図面及び仕様書又はこの契約約款に明示されていない事由でも物品の納入上当然必要なものは発注者又は発注者の指揮監督下にある職員の指示に従い受注者の負担においてこれを執行するものとする。

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合においてはこの限りでない。

第5条 納入物品は、見本、図面、仕様書等によるものとし、見本その他による品質を指示しないときは中等以上のものでなければならない。

第6条 納入物品は、発注者の定める検査に合格したものでなければならない。検査に要する費用及び検査のため変質変形又は消耗毀損したものはすべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものはこの限りでない。

2 前項の検査は、納品後10日以内に着手するものとする。

3 受注者は、発注者の指定する日時及び場所において検査に立合うものとする。受注者は、もし立合いをしないときは検査の結果につき異議を申し立てることができない。

第7条 検査の結果不合格と決定した物品については、受注者は遅滞なくこれを引き取りすみやかに代替品を納入しなければならない。

2 前項の場合特に1回に限り発注者は相当日数を指定して引替又は手直しの期限を認めることがある。この引替又は手直しの終了したときは更に届け出て検査を受けなければならない。検査に着手する期間は、第6条第2項の規定による。

3 第1項の不合格品といえどもその不良の程度が軽微で発注者が使用上支障がないと認めるときは、契約金額を相当減価のうえ、これを採用することがある。

第8条 受注者は、納入物品の引渡後1年間は蔭れた瑕疵又は正常な使用によって生じた破損等について無償にて交換又は補修の責任を負うものとする。

第9条 受注者が、瑕疵等の補修等に応じないときその他この契約から生じる義務を履行しないときは、発注者は受注者の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、これのために受注者に損害が生じても発注者は賠償の責を負わない。

第10条 物品の所有権は、検査に合格したとき受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害はすべて受注者の負担とする。ただし、損害が発注者の故意又は重大な過失によって生じたとき又は天災事変その他避けることのできない非常災害による場合はこの限りではない。

2 物品の容器及び包装等は、特に契約に定めた場合の他は発注者の所有とする。

第11条 契約金額は、検査の終了後受注者の請求により30日以内に支払うものとする。ただし、特別の事由のある場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、検査に合格した物品の供給部分に対する代金の請求があった場合にこれに準用する。

第12条 受注者は、期限内に物品の納入を終了しないときは延滞日数1日につき延滞数量に対する代金の1000分の1に相当する金額を違約金として発注者に納付するものとする。

2 第7条第2項による引替又は手直しが指定した期間後にわたるときは、前項によって違約金を納付するものとする。

3 前2項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。

第13条 発注者は、必要があるときは受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は納入の中止をなすことができる。

2 前項の場合において契約金額を増減する必要があるときは、内訳書の単価により算定し、若しくはこれによると発注者において不相当と認めるとき又は期限を伸縮する必要があるときは、発注者の相当と認めるところによるものとする。

第14条 発注者は、必要があると認めたときは受注者と協議のうえ、この契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。

2 受注者は、第13条の中止期間が引続き3以上に及ぶときは発注者と協議のうえ、この契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。

第15条 受注者が、次の各号の一に該当する場合において発注者は契約を解除することができるものとする。

(1) 期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認めたとき。

(2) 契約履行の着手を延長したとき。

(3) 正当な理由がなく当該職員の指揮に従わないとき又は契約事項の検査監督に際し当該職員の職務の執行を妨害したとき。

2 契約を解除した場合においては、発注者は履行部分に対して相当と認める金額の支払い、引渡しを受けることがある。

第16条 発注者は、受注者から取得することができる金額があるときは受注者に対して支払うべき代金又は保証金と相殺し、なお不足があるときはこれを追徴するものとする。

第17条 受注者は、この契約約款のほか、安房郡市広域市町村圏事務組合財務規則を遵守するものとする。ただし、当該規則の解釈は発注者の解釈に従うものとする。